

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第44号	
事故等種類	衝突（棧橋）	
発生日時	平成22年12月17日（金） 17時10分ごろ	
発生場所	愛媛県今治市下田水港 <sup>しただみ</sup> ヒナイ鼻導灯（後灯）から真方位098°400m付近 （概位 北緯34°07.6′ 東経133°01.2′）	
事故等調査の経過	平成23年3月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客船 第十かんおん、207.18トン 120283、土生商船株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 ランプゲート先端に曲損 棧橋及び可動橋 なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、空船で船首約0.97m、船尾約2.03mの喫水をもって下田水港の棧橋に着棧作業中、棧橋の可動橋に船首のランプゲートを降ろした際、突風にあおられて船体が振れ、平成22年12月17日17時10分ごろ、同ランプゲートの先端部が、可動橋の支柱に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力2～3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし なし あり 本船は、下田水港の棧橋に着棧作業中、風によって船体が振れたことから、船首のランプゲートの先端部が可動橋の支柱に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、下田水港の棧橋に着棧作業中、風によって船体が振れたため、船首のランプゲートの先端部が可動橋の支柱に衝突したことにより発生したものと考えられる。	